(1)　次世代型教職員研修システムによる教職員の資質向上について

ア　対象となる教職員について

市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校並びに県立学校に所属する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（教育公務員特例法施行令（昭和 24 年政令第６号）第２条に規定する臨時的に任用された者等を除く。）が対象となります。ただし、県費負担教職員に限ります。

（臨時的任用教員の扱い）

臨時的任用教員について、法律に基づく研修履歴の記録及び対話に基づく受講奨励の対象ではありませんが、教育公務員特例法第 21 条第１項の規定により、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないことに変わりないことから、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行うことも可能とします。

（事務職員の扱い）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 31 条及び第 37 条の規定に基づく事務職員（地方公務員法第 22 条の３の臨時的任用職員も含むが、県費負担教職員に限る。）について、法律に基づく研修履歴の記録及び対話に基づく受講奨励の対象ではありませんが、地方公務員法第 39 条に基づき、教育公務員特例法第 22 条の３及び４に準じた研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行うことも可能とします。

イ　研修履歴活用アプリの利活用

研修履歴の記録は、県教育委員会が開発する研修履歴活用アプリで記録し、校長及び教職員が常時アプリ内で閲覧できるものとします。また、次世代型教職員研修システムにおけるそれぞれの役割については次の表に示すほか、研修履歴の記録の流れは後のフロー図のとおりとします。また、研修履歴活用アプリの利用方法については別に示します。

ウ　役割

県教育委員会	○　対象となる校長及び教職員の研修履歴の記録の作成及び管理 ○　県立学校長及び市町村教育委員会へ対象となる校長及び教職員の研修履歴の情報提供 ○　県立学校長への研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励 ○　教職員研修計画に基づく体系的・計画的で持続的な資質向上の推進体制を整備
市町村 教育委員会	○　市町村立学校長へ対象となる校長及び教職員の研修履歴の情報提供 ○　市町村立学校長への研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励
校長	○　所属校の対象となる教職員への情報提供と研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励
教職員	○　教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための取組

エ　対話に基づく受講奨励

（学校管理職以外の教職員への対話に基づく受講奨励）

(ｱ)　学校管理職以外の教職員への指標等を踏まえた対話に基づく受講奨励は、校長が行う。

(ｲ)　対話に基づく受講奨励の方法、時期については、概略図及びフロー図で示す対話の場面等を参考に、校長が定める。

※　校長は、適切な権限の委任の下で、副校長・教頭等の学校管理職と役割を分担することも可能です。

（校長等の学校管理職への対話に基づく受講奨励）

（ｳ） 校長以外の学校管理職へは、上記(ｱ)、(ｲ)に準じて校長が行う。

（ｴ） 校長への対話に基づく受講奨励については次のとおりとする。

	指導助言者
県立学校長	県教育委員会
市町村立学校長	市町村教育委員会

オ　研修履歴の記録の範囲について

研修履歴の記録の範囲は、必須記録研修、任意記録研修及び研究活動とします。

区分	研修履歴に記録する研修の種類
【必須記録研修】	○　研修実施者が実施する研修 ○　大学院修学休業により履修した大学院の課程等 ○　県教育委員会が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得
【任意記録研修】	○　職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等 ○　学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修 ○　教員等が自主的に参加する研修等 教職員支援機構、大学・教職大学院、民間企業等の様々な主体が主催する研修・講習等
【研究活動】	○　国・県・市町村による研究委託（指定）、教科等研究会等における研究活動、学校ごとに主題を設定した上で組織的に行う研究活動、その他教育に係る自主的な研究活動等

カ　研修履歴の記録の内容

記録する項目は、研修等の区分、研修（研究）カテゴリー、教科等研修の教科等、キャリアステージ、研修に係る指標との関係、研修（研究）名、主催者（研究主体）、主催者（研究主体）の団体名、研修（研究）形態、研修（研究）日・期間等について記録します。また、研修（研究）後の自己のリフレクションも記録します。

コラム　「教師の専門性と研修」

教師は専門職人（professional）です。何故かというと、教職という職業は、専門職（profession）だからです。1966（昭和41）年にＩＬＯ（国際労働機関）とユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が共同発表した「教師の地位に関する勧告」で、「教職は、専門職とみなされるものとする」と規定されました。また、「教員には、厳しい不断の研究によって獲得され維持される卓越した知識や専門的技術が求められる」「受け持ちの児童生徒の教育と福祉に対して、教員個人の責任感と、教員集団としての責任感をもつこと」が強調されました。

専門職には当然として専門性（specialty）があります。逆に言うと、専門性のない専門職はあり得ないのです。つまり、専門職人である教師の専門性の如何によって、教職の質が決まってくると言えます。この教師の専門性を向上・深化させていくためには、研修が必要不可欠ではないでしょうか。

（参考）文部科学省ホームページ　９教員の地位に関する勧告（抄）1966年9月21日～10月5日ユネスコ特別政府間会議採択

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020901hi.htm
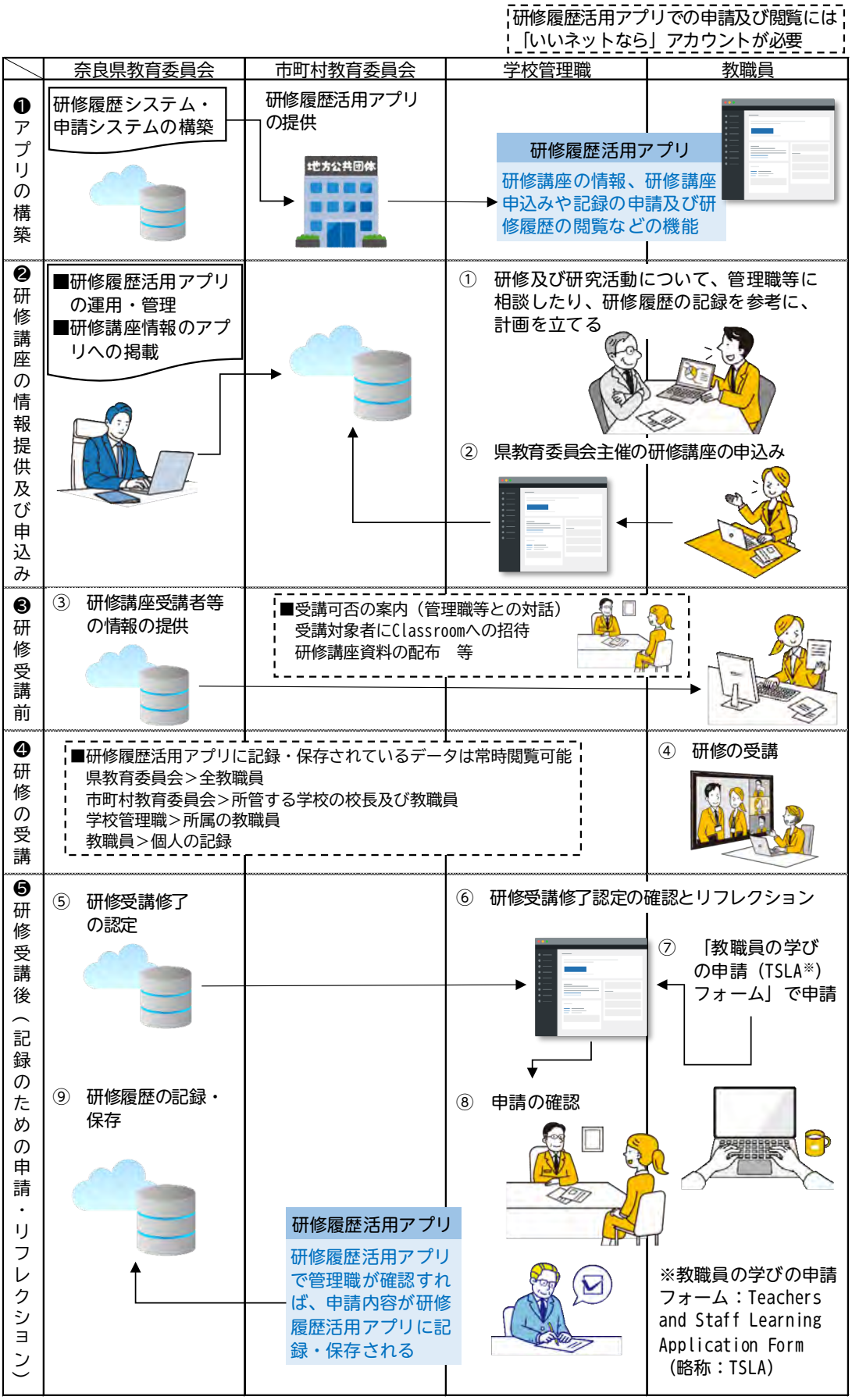
キ　研修履歴の記録の流れ